

# 上昇気流

2014年 夏号 vol. 45



(有)タックス・プランニング  
谷 税 理 士 法 人

〒617-0006 京都府向日市上植野町切ノ口20-5  
TEL(075)921-3754 FAX(075)933-0196  
HP : <http://www.tax-plan.jp/>  
E-Mail : [taxplan@mbox.kyoto-inet.or.jp](mailto:taxplan@mbox.kyoto-inet.or.jp)

## 【目次】

- ❀ ごあいさつ
- ❀ お別れ会
- ❀ 谷久夫の歩み
- ❀ 相続のおはなし
- ❀ 新入社員紹介
- ❀ 経営支援法



# 故 谷 久 夫 お 別 れ 会

父のお別れ会には、皆様方お忙しい中、参列していただき本当にありがとうございました。父も喜んでおられると思います。

また、皆様方のご厚意により、沢山の花で飾られた素晴らしい祭壇を造ることができました。心より感謝申し上げます。

父は、仕事熱心な人で、最後の最後まで、自分の申告は自分で行っていましたし、元気な時には、税理士会の仕事、税理士協同組合の仕事を愚痴もこぼさずにコツコツとこなしていました。私も、見習わねばと思っています。

これからも、父の遺志を継ぎ、お客様企業のため、地域社会のため全力を尽くしたいと考えています。

父へとの変わらぬご支援をよろしく願いいたします。

谷 明 憲



近畿税理士会 右京支部  
支部長 中江嘉和先生



このたびは 弊社創業者 故 谷 久 夫 儀 お別れ会に際しまして、ご多忙中にもかかわらず、お別れ会にご参加いただき、また立派なご供花を賜わりまして誠にありがとうございました。

謹んでお受けいたし、霊前に飾らせていただきました。

亡き 谷 久 夫 の最後を素敵なお花で飾っていただきましたご芳情に深謝し、

故人も心安らかに旅立って行ったことと存じます。

格別のご高配と生前のご厚誼につきまして、重ねて厚くお礼申し上げます。

末筆ながら、皆様の幾久しいご健康とご多幸をお祈り申し上げます。



京都中央信用金庫  
理事長 布垣 豊 様



京都税理士協同組合  
理事長 平澤政治先生



職員代表 橋詰優子

株式会社アシス様をお願いいたしました故谷久夫のお別れ会が、盛大かつ素晴らしいものとなりましたことに深く感謝いたしますとともに、職員一同心より御礼申し上げます。





# 谷 久夫の歩み



昭和2年 滋賀県生まれ



近江八幡の税務署勤めの日々を経て



昭和29年1月8日結婚



谷税理士事務所 設立  
税理士として机一つで独立したのは  
昭和40年の事でした。



昭和63年 事務所を新築



事務所ではお客さまや一般の方を集ってセミナーを開くこともあり、皆様が熱心に耳を傾けてくださいました。



「少しでもお客様のお役にたてるように」  
その思いはこれからもしっかりと引き継いでいきます。



事務所でのボーリング大会



平成20年 (有)タックス・プランニング20周年記念パーティ

その後、皆様に惜しまれる中第一線を退きました。  
80歳を過ぎても現役で若い社員に交じって働く姿や、  
さりげなくかけてくださる言葉に励まされたり勇気づけられたりしました。

多くの皆様と助け合い、多くの皆様に支えられ、  
86年の生涯を自分らしく精一杯歩んできた久夫先生。  
共に過ごした時間、ともに迎えた季節、ともに送った時代、  
いつも久夫先生がいた事を私たちは決して忘れません。





# コンパニオン税理士

<http://souzoku.tax-plan.jp/blog>

週に一度、当事務所HPにて小説「コンパニオン税理士」を連載しております。小説といっても、随筆のようなもので、私達が経験した実話を題材にした小説です。これまで連載されたもので、相続のお話を抜粋して紹介します。(8~10話抜粋)

ある日、お客様から遺言書の書き方を教えてほしいと依頼がありました。山田商店は、京都市内に古くからあるお肉屋さんで、ご主人は気前がよく、私にさえも今日のおかずにしなさいと、お肉や焼き豚をよくくれていました。

でも、3年前、脳梗塞を起こされて、それ以来、車椅子の生活です。お店のほうは、長男さんに任されていて、仕事には出られていません。

さっそく、山田商店へお伺いして、お父様とお話しました。

お父さんは、脳梗塞の後遺症で歩くのは無理なのですが、お話はちゃんとされていますし、私が見るがぎり痴呆が始まっているようには思えません。これなら、公証人の先生も、遺言書を作成してくれるはずなので、安心です。でも、私には心配なことが…

お父さんとお話しているときにも、車椅子の後ろには50歳くらいの女性が立っています。そういえば、先日も長男さんが言っていました。

「おやしは、若いときに妻を、私の母親ですが、亡くしてしまって、男手一つで私と妹を育ててくれました。そのおやしが、去年、こんなことを言ったのです。」

「洋二(長男さんのお名前です。)俺も、車椅子に乗るようになって2年、吉田さんには本当にお世話になった。」

吉田さんは、お父さんが車椅子になってから、紹介所から来ていただいている介護士の方です。

「吉田さんを妻として籍に入れといたしな。これから、お母さんとしてよろしくな。」

寝耳に水とはこのことです。

そんな話を聞いて、お父様に早速、遺言書についての説明をします。

「お父さん、お父さんにもしものことがあったら、このお店はどうなると思います。」

「そりゃ、洋二がみんな相続して、ちゃんとしてくれるし心配ない。」

「でも、相続分というのがあって、妻は二分の一の権利があるのですよ。」

「季子ちゃん、心配いらなくて、吉田さんは何もいらなくて言うはずやし、俺は、今までに多くのものを吉田さんには渡しているから。」

山田さんの財産は、お店兼自宅が約1億5千万円。預金等の財産が5千万円。それと借金が3千万円といったところでした。

私が提案した遺言の内容は、不動産と借金は長男の洋二さんが、そして残った預金等は配偶者が相続するというものでした。

そして、運転資金の準備と、相続税の非課税枠を利用するというので、1千万円の一時払い養老保険に加入し、受取人を洋二さんにしておくというものでした。

山田さんに提案すると、それでいいと思う。妻ともう一度話し合って返事するとのことでした。

しかし、もう真夏だというのに、山田のお父さんからは連絡がありません。

ということで、谷本先生と私の二人で、山田さんを訪ねることになりました。谷本先生が山田のお父さんに訪ねます。

「先生、わかりますか、遺言の話をする、妻が泣きよるねん。どうしようもないわ。」

先生と私は、顔を見合わせて、

「お父さん、これは息子さんが商売を続けていくための、お父さんの仕事ですよ。頑張ってくださいね。」

そう言って、帰るしかありませんでした。

そうこうしているうちに、夏も終わろうとする頃、長男の洋二さんから電話がかかってきました。昨日、おやしが倒れて、意識不明なんです。もう意識が戻らないかもしれない。そんな電話でした。

私は、お父さんの回復を祈っていたのですが、年末に亡くなられてしまい、結局、遺言は書けず終いでした。

49日も終わって、分割協議を後妻さんと長男さんでもつということ。私にも同席してくれと長男さんから言われたので、同席させていただきました。

後妻さんの第一声が「妻の相続の権利って二分の一ですよ。」でした。これは、大変なことになりそうだな。きっと、贈与でもらった現金について、知らないというだろうし、さてどうしたものかと考えていたら、

長男の洋二さんが、「父がお世話になったから、その方向で考えます。」

え!え!大丈夫?と私の頭の中で声が反響しています。

財産の評価は、下調べの時期と変わってなかったので、長男が、不動産と借金を引き継ぎ、預金は妻が相続し、その上に3千万円を妻に渡す。そして、葬儀費用、税理士費用も全て長男が負担する。この内容で、協議が整いました。

妻は、預金の5千万円と長男からの3千万円、合計8千万円をもらうという内容に落ち着きました。

長男の洋二さんは、義理の母への支払いのために、自分の預金の1千万円を取り崩し、新たに銀行から、2千万円の借り入れをおこなうことになりました。

洋二さんは、懸命にお肉屋さんをされていますが、この不景気、合計5千万円の借入金を返すことができるのでしょうか。上手にいくかどうか、帳面を見ているものには、不安がいっぱいです。

お父さんが亡くなって、10ヶ月が過ぎ、税務署へも、相続税の申告が終わったころ、新しいお客様の美容室でカットしてもらっていました。その時、美容室のオーナーが、

「先生、うちのお客様ですごい人がいたのですよ。障害を持った人の後妻に入り込んで、相続の時に1億円以上もらって、田舎に帰ったんですって。田舎に帰るときには、3年間、車椅子を押したかいたわ。と言って、ニコニコ顔でしたよ。」

～おわり～



保険に入るとは、助けてくれる  
仲間が1,000万人できること。

みらい創造力で、保険は進化する。



日本生命

〒600-8006 京都府京都市下京区四条通柳馬場西入ル立売中之町103-1 ニッセイ四条柳馬場ビル7F  
Tel.075-212-7180 Fax.075-212-7025 京都代理店営業部 担当/小林・峠田

604-H26-006

# 無料個別相談会 受付中

このような方々は**要注意!**

- 平成25年の改正後の基礎控除額以上の財産をお持ちの方
- 相続時精算課税贈与をされた(受けた)方

- 改正後の基礎控除額  
3,000万円+600万円×法定相続人の数
- 税率構造の見直しにより  
最高税率50%から構成を細分化した上で最高税率55%へ

ご相談希望の方はまずは担当までご連絡ください。  
受付 / 9:00 ~ 17:00 相談 / 要予約(平日夜土日も対応可)  
担当 / 林田・橋本

☎0120-927-578 または 075-921-3754



弁護士・税理士  
**谷 憲和**

相続で争ったり、税金を払うお金がない等のトラブルが発生しないようにするためには、きちんとした準備が必要です。残された家族に想いを伝えるために、早めにご相談ください。

税理士  
**林田 士郎**

相続は被相続人と遺族の意思、事業の継承等重視しなければいけないことがたくさんあります。節税も含め最良の相続を一緒に考えましょう。



相続相談窓口  
**橋本 滋美**

めったにないことだからこそ、とまどうものです。良い相続するために、悩んだら、または悩む前にまず、ご相談ください。おつなぎ致します。

## 新入社員紹介



**大野 美香**

今年1月に入社し、毎日充実した時間を過ごしています。お客様や諸先輩方から沢山の事を吸収し、安心して仕事を任せてもらえるよう、成長していきたいと思っています。笑顔と周りへの感謝を忘れず仕事に取り組んでいきます。よろしくお願ひ致します。



**丸尾 和之**

4月より谷税理士法人で働かせて頂くことになりました。前職はシステムエンジニアで今回未経験のお仕事となりますが、早く皆様のお役に立てるよう日々勉強し精進していく所存ですので、よろしくお願ひ致します。



**福田 由香里**

今年の2月に入社いたしました。日々、上司や先輩方の取り組まれる姿勢に感銘を受けております。新しい分野でのお仕事にはなりますが、皆様との信頼関係を築いていけるよう、常に向上心を持って柔軟に取り組んでいきたいと思っています。どうぞよろしくお願ひいたします。



ゆたかなコミュニティを求めて



長岡支店 TEL951-6161  
滝ノ町支店 TEL955-7022  
桂川支店 TEL934-0011



みなさまのすぐとなりに  
京都中央信用金庫がいます。

京都 **中央信用金庫**

**向日町支店**

向陽小学校横  
☎(921)5391  
FAX(934)6879

**今里支店**

今里4丁目16番地1号  
☎(955)5001  
FAX(955)5074

**長岡支店**

イズミヤ長岡店前  
☎(954)3121  
FAX(955)8196

**東向日支店**

阪急東向日駅前西入ル北側  
☎(922)7101  
FAX(932)8990

# 卸売業、小売業、サービス業の個人事業者、中小法人の方で、 設備投資を考えている方は当事務所にご相談ください!

当事務所は経営革新等支援機関に認定されています!!

商業、サービス業の設備投資を応援する特別な税制処置を利用することにより、設備を使い始めた年度の減価償却を増やす(30%特別償却)か、税額控除(7%)を受けられることができ、その結果、納税額が少なくなります。

## 適用要件

- 経営革新等支援機構等からの経営改善に関する指導及び助言を受けていること
- 「指導及び助言を受けたことを明らかにする書類」に税制措置を受けようとする設備が記載されていること
- 「指導及び助言を受けたことを明らかにする書類」に記載された設備を実際に取得して、中小企業者等の営む商業、サービス業等の事業の用に共すること

## 適用対象資産

60万円以上の建物付属設備  
30万円以上の器具及び備品  
(注)中古品は対象に含まれません。

～例えばこんな設備投資が対象です～

- 新しい商品を販売するために陳列棚をいれる
- 消費税額変更に伴いレジスターを入れ替える
- 古くなった看板など店の外装をきれいにする

## 適用期間

平成25年4月1日～  
平成27年3月31日までに取得

### 初めての方でも安心! テンキーだけで仕訳が完成

新消費税にも対応した  
顧問先様自計化支援ツールが  
¥25,000<sup>税別</sup>でご利用いただけます

初めてコンピュータで経理処理をされる方でも、仕訳が苦手な方でもテンキーで数字を入力するだけで記帳が完了します。

### 3ステップで仕訳を作成

日付を入力 → 摘要を選択 → 金額を入力

db 個人商店から会社まであらゆる顧問先様に対応 初めてでも安心。  
**db 上手くんdbNLseries**

日本ICS株式会社 京都営業所  
〒600-8023 京都市下京区河原町通松原上ル2丁目富永町338  
京都四条河原町ビル9F ☎ 075(371)6315

T&D  
T&D保険グループ

ポーター賞  
2004年度賞

## 安心できると、 新しい未来が見えてくる。

### 企業保障約36万社

※平成24年度末。当社調べ。  
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数。

# 企業保障

**DAIDO 大同生命** 京都税理士共済支社/京都市中京区烏丸通り三条下ル饅頭屋町595-3 TEL 075-256-7102